10. 税金の控除・減免・公共料金の割引

所得税・市県民税の控除

障がい者が所得税・市県民税の納税者本人または納税者の同一生計配偶者・扶養親族 である場合、次の額が所得から控除されます。

区分	障がいの程度	控除額	
区刀		所得税	市県民税
	(1)身体障害者手帳3~6級		
障害者控除	(2)療育手帳B	27万円	26万円
	(3)精神障害者保健福祉手帳2~3級		
	(1)身体障害者手帳1~2級		
特別障害者控除	(2)療育手帳A	40万円	30万円
	(3)精神障害者保健福祉手帳1級		
同居特別障害者控 特別障がい者である同一生計配偶者または扶 除 養親族が同居の場合		75万円	53万円

[※]障がい者本人の所得が135万円以下の場合は、市県民税は課税されません。

【問い合わせ先】

<所得税> 大曲税務署 TEL:0187-62-2191

<市県民税> 税務課市民税班 TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課(50ページ)

自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税(軽自動車税)種別割の減免

4月1日現在で次の表に当てはまる場合は、自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税(軽自動車税)種別割が減免されます。障がい者1人につき、普通車または軽自動車いずれか1台に限ります。

※タクシー・バス利用券(28ページ)との併用はできません。

●対象となる車両

所有者(納税義務者)	運転者	使用目的
・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者	障がい者本人	日常生活等
・身体障がい者 (18歳未満は同居家族の	同一生計者	障がい者の通学、通院、通所等
所有も可) ・知的、精神障がい者 (同居家族の所有も可)	常時介護者※	障がい者のみで構成される世帯に属す る障がい者の通学、通院、通所等

[※]障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方に限る。

●対象者

	 障がいの区分	障がい者本人が運転	家族や常時介護者が運転	
	視覚障がい	1級~4級	1級~4級	
身体障がい者手帳		2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出のみ)	なし	
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	1級~6級	1 84 2 2 84	
	体幹不自由	1級~3級、5級	│	
		上肢 1級・2級	上肢 1級・2級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能障がい	(一上肢のみの運動機能障がいを除く)	(一上肢のみの運動機能障がいを除く)	
		移動 1級~6級	移動 1級~3級 (3級の場合、一下肢のみの運動機能障 がいを除く)	
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸	1級・3級	1級・3級	
	ぼうこう・直腸	1級・3級・4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1級~3級	1級~3級	
	肝臓機能障がい	1級~3級	1級~3級	
療育	京 有手帳 A			
精神	青神障害者保健福祉手帳 1級			

[※]身体に複数の障がいがある方の場合は、身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」 をそれぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記に当てはまる場合は減免の対 象となります。

●減免申請の手続き期間

- (1)減免申請する年度の4月1日午前0時現在で所有している自動車で自動車税種別 割の減免を受ける方
 - ・その年度の4月1日から自動車税種別割の納期限までに申請してください。
- (2) その年度の4月1日以後に取得する自動車で自動車税種別割や(軽)自動車税環 境性能割がかかる場合に減免を受ける方
 - ・申告を行う際に「自動車税(環境性能割・種別割)申告書」または「軽自動車税 環境性能割申告書」の提出と同時に申請してください。

(3) 軽自動車税種別割で減免を受ける方

・減免申請する年度の5月1日から軽自動車税種別割の納期限までに申請してください。 (毎年申請が必要です。)

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳等 ②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証
- ④生計を一にする家族の方が運転する場合:生計同一証明書※
- ⑤常時介護する方が運転する場合:常時介護証明書※
- ⑥(軽自動車税種別割の減免申請時)所有者(納税義務者)のマイナンバーのわかる もの
- ※④⑤の申請先は、市社会福祉課または各支所市民サービス課
- ●生計同一証明書、常時介護証明書申請に必要なもの
 - ①障害者手帳等 ②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証

【問い合わせ先】

- <自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割> 秋田県総合県税事務所課税第四課 TEL:018-860-3339
- <軽自動車税種別割>

税務課市民税班 TEL:0187-63-1111 各支所市民サービス課(50ページ)

<生計同一証明書・常時介護証明書> 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111 各支所市民サービス課(50ページ)

有料道路通行料の割引

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、もしくは身体障害者手帳 または療育手帳をお持ちの方を乗せて有料道路を通行する場合は、通常料金の半額にな ります。

対象者	対象となる自動車の範囲	割引率
身体障害者手帳を お持ちの方	身体障がい者本人が運転する乗用自動車等で、障がい者本人、配 偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有する場合	5割
第1種身体障害者 手帳または療育手 帳Aをお持ちの方	介護者が運転し、障がい者が同乗する乗用自動車等で、障がい者 本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有する場合	· Stil

- ●ETCノンストップ走行で割引を受けるためには、事前に手帳と車両の登録が必要です。
- ●事前登録されていない自動車(親戚や知人等の所有する自動車、レンタカー、タクシー(要介護者のみ)など)でも、一般レーン、混在レーンまたはサポートレーンで手帳を提示することにより割引が受けられます。ただし、割引を受けるためには市において申請手続きを行い、身体障害者手帳または療育手帳に専用シールの貼付が必要になります。
 - ※営業車両は割引の対象外です。

●手続き

- ①事前に、社会福祉課で割引の申請手続きをしてください。
- ②ETCノンストップ走行で割引を受けるためには、①の手続きに加えて、社会福祉課で発行する「ETC利用対象者証明書」を所定の窓口に送付してください。 後日、割引適用日が通知されます。
 - (適用日以前はETCノンストップ走行での割引は受けられません。)
- ●申請に必要なもの
 - ①身体障害者手帳または療育手帳
 - ②運転免許証 (障がい者本人が運転する場合)
 - ③自動車検査証
 - ④ETCカード(本人名義。18歳未満は親権者名義でも可)
 - ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書
 - ※④及び⑤はETC利用の場合のみ必要
- ●ETC利用申請される方は、オンライン申請が可能になりました。詳しくは、オンライン申請受付サイトをご覧ください。

有料道路における 障害者割引制度のオンライン申請(expressway-discount.jp)

【問い合わせ先】

<申請について> 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課(50ページ)

<制度について> NEXCO東日本お客さまセンター TEL:0570-024-024

交通運賃の割引

(1) J R 運賃

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、以下のとおり割引が受けられます。

対象者	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車 券はJR線区間単独の発売となり ます。
第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者と その介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券 を除きます。)	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃 については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単 独で利用する場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える 場合(私鉄等他鉄道会社線にまた がる場合を含みます。)

- ※乗車券の購入時または改札を通る際には、駅員に手帳を提示してください。手帳を持っていないと割引になりませんのでご注意ください。
- ※JRと私鉄等、他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。
- ※私鉄の割引はJRに準じていますが、各私鉄会社へ直接お問い合わせください。

【**問い合わせ先**】 JR東日本お問い合わせセンター TEL:050-2016-1600 (受付時間 6時~24時)

(2)バス運賃

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や介護者のバス運賃や定期券の金額が割引になります。割引率はバス会社によって違いますので、乗車するバス会社へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】 各バス会社

(3) タクシー運賃

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗車した際に提示すると、 タクシー運賃が1割引きになります。

【問い合わせ先】 各タクシー会社

(4) 航空運賃

満12歳以上で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が国内線を利用する場合、お持ちの手帳を航空券購入窓口で提示すると、本人及び介護者1名に対し、割引を受けることができます。割引率は航空会社によって違いますので、搭乗する航空会社へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】 各航空会社

携帯電話基本使用料等の割引

障がいのある方が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者用料金プランの利用ができます。

●対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●割引内容

ご利用の携帯電話会社にお問い合わせください。

NHK放送受信料の免除

次に該当する場合、NHK放送受信料の免除を受けることができます。

全額免除	・身体、知的又は精神の障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯
(障がい者が世帯構成員)	構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除 (世帯主が受信契約者)	・世帯主が視覚、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの場合・世帯主が身体障害者手帳1級、2級の場合・世帯主が知的障がいと判定された場合(療育手帳A)・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

申請に必要なもの

①障害者手帳 ②印鑑 ③課税(非課税)証明書(大仙市で課税状況が確認できない 方のみ)

【問い合わせ先】 NHKふれあいセンター TEL:0570-077-077

社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課(50ページ)

NTT無料番号案内(ふれあい案内)

下記に該当する電話帳の利用が困難な方に、無料で電話番号を案内します。 (事前に登録が必要です。)

手帳区分	障がいの程度	
身体障害者手帳	視覚障がい 1級~6級 肢体不自由 1級及び2級 (上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい) 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級	
療育手帳	音声・言語・そしゃく機能障がい 3級、4級 A及びB	
精神障害者保健福祉手帳	1級~3級	

【問い合わせ先】 ふれあい案内事務局 TEL:フリーダイヤル 0120-104174

FAX:フリーダイヤル 0120-104134